**麒麟のまち地域食堂ネットワーク　会則**

（名称）

第１条　本会は、「麒麟のまち地域食堂ネットワーク」と称する。

（目的）

第２条　本会は、「こども食堂」を核とした、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ

（２）寄付や提供食材等の共同管理

（３）衛生管理に関する情報提供や講習会の開催

（４）ボランティア等の人材確保の支援

（５）全体事業の実施

（６）立上げに関する支援

（７）活動の情報発信

（８）その他目的達成に必要な活動

（構成）

第４条　本会は、第２条の目的に賛同する次の団体等で構成する。

（１）地域食堂を運営する団体等

（２）地域食堂を支援する団体等

（３）麒麟のまち圏域の市町

（全体会）

第５条　本会の活動及び運営に関する重要事項を協議するため、必要に応じて全体会を開催する。

（連絡会議の開催）

第６条　本会の活動を柔軟かつ機動的に行うために、連絡会議を随時に開催する。

（委員会の設置）

第７条　本会の活動を円滑に進めるために、必要に応じて委員会を設置することができる。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置く。

（１）共同代表（若干名）

（２）会計監査（若干名）

（事務局）

第９条　事務局を鳥取市中央人権福祉センター（鳥取市幸町１５１）に置く。

（会計）

第１０条　会計事務は、事務局において行う。

（会則の改正）

第１１条　この会則を改正する場合は、全体会の議を経なければならない。

附則

この会則は、平成２９年１１月２７日から施行する。

附則

この会則は、令和５年７月６日から施行する。（団体名称変更）

附則

この会則は、令和６年７月１０日から施行する。（構成変更）